# 令和6年度 健全化判断比率及び資金不足比率の公表

草津町役場 愛町部総務課

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

## 法律の概要と目的

財政悪化が進む地方公共団体の早期健全化と財政の再生などを目的として、平成19年6月に「地方公共 団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。

この法律では、財政状況を判断する基準となる「健全化判断比率」の公表と、その比率に応じた健全化計画などの策定を義務付け、従来の赤字再建団体に相当する「財政再生団体」への転落を未然に防ぐため、その前段に「早期健全化団体」の基準を設け、早期に是正措置を講ずることとしています。

また、公営企業においては「資金不足比率」が設定されており、この比率が基準を上回った場合には経営健全化計画を策定し、早期に経営の健全化を図ることとしています。

## 草津町の算定結果

## ■健全化判断比率

(単位:%)

| VC = 10   10   10 |             |         | (   = - / - /      |
|-------------------|-------------|---------|--------------------|
| 指 標 名             | 健全化判断比率     | 早期健全化基準 | 備考                 |
| 実質赤字比率            | - (-)       | 15.00   | 実質収支額 118,336 千円   |
| 連結実質赤字比率          | - (-)       | 20.00   | 実質収支額 3,702,612 千円 |
| 実質公債費比率           | 4. 7 (4. 1) | 25.0    |                    |
| 将来負担比率            | - (-)       | 350.0   |                    |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がなく算定されない場合は「一」と記載。 ※( )内は、前年度の算定数値。

■資金不足比率

(単位:%)

| 会 計 名       | 資金不足比率 | 経営健全化基準 | 備考               |
|-------------|--------|---------|------------------|
| 水道事業会計      | - (-)  | 20.00   | 剰余額 678,881 千円   |
| 温泉温水供給事業会計  | - (-)  | 20.00   | 剰余額 1,423,864 千円 |
| 千客万来事業会計    | - (-)  | 20.00   | 剰余額 972,894 千円   |
| 公共下水道事業特別会計 | - (-)  | 20.00   | 剰余額 451,809 千円   |

※資金不足比率は、資金不足額がなく算定されない場合は「一」と記載。

※() 内は、前年度の算定数値。

## 各比率の説明

## ■健全化判断比率

次の①~④の比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には「早期健全化団体」となり、議会の議 決を経て財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図っていくこととなります。

#### ①実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなど、町の行政事務本体における赤字の程度を示す指標。

【算式】 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

## ②連結実質赤字比率

町の全ての会計の赤字と黒字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合にその程度を示す指標。

【算式】 (各会計の実質赤字額・資金不足額) - (各会計の実質黒字額・資金剰余額) 標準財政規模

## ③実質公債費比率

町の一般会計が負担する公債費及びこれに準ずる経費(公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般 会計からの繰出金など)の大きさを示す指標。

【算式】 (地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) (3ヶ年平均) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

### ④将来負担比率

【算式】

町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務の大きさを示す指標。

将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額)

## ■資金不足比率

町が経営する公営企業の資金の不足額の程度を示す指標。

この比率が経営健全化基準(20%)以上となった公営企業は、議会の議決を経て経営健全化計画を 策定し、経営の健全化を図っていくこととなります。